

健康
だより

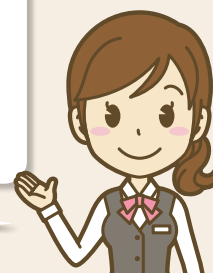
年に1度は体の状態を見てみましょう! 今年最後の住民健診があります!

健康推進課 国民健康保険係
☎0967-62-2910

今年6月の住民健診では1,195名の方が受診してください、その中でも特定健診を受診されたのは、511名でした。去年の住民健診での特定健診受診率と比べ低い状況になっています。町が一部費用を負担している為、お得に健診が受けられ、がん検診も同時に受けることができます。6月の住民健診が受診できなかった方は下記の住民健診の受診をお願いします。

期 日 10月14日 (月・祝)
受付時間 午前7時30分～10時
場 所 高森総合センター
※子宮がん検診はありません。

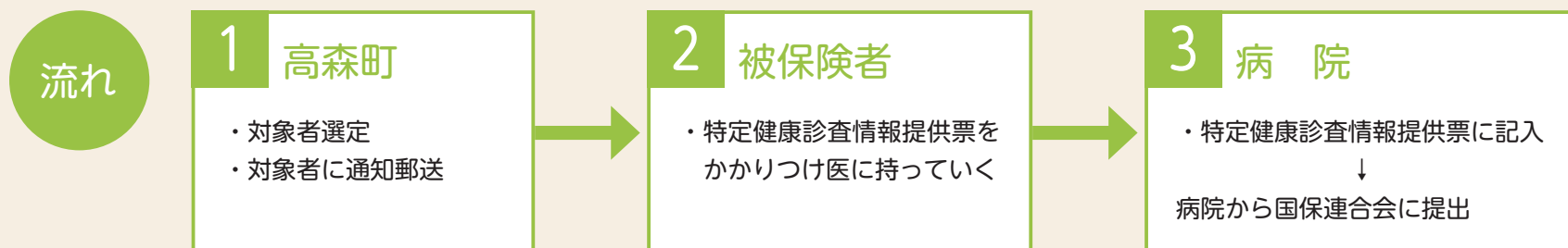
5月に郵送した住民健診セットに入っている住民健康診査日程表には10月14日は予約制追加健診と書いてありましたが、**予約の必要はなくなりました**ので受付時間内にお越しください!
健診セットがない方は健康推進課 国民健康保険係まで問い合わせください。



かかりつけ医で検査受けているから…という方はみなし健診があります!

国民健康保険や社会保険などの医療保険者は、国の定めにより、40歳以上の加入者に特定健診を実施することが義務付けられています。病院で定期的に検査を受けている方の検査結果を町にご提出いただくことで特定健診を受けたとみなすことができ、特定健診受診率向上になります。

対象者 今年度末の年齢が40～74歳の高森町国民健康保険加入の方
今年度に特定健診と同項目の健診(結果)を受けた方
特定健診と同項目の検査とは…身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、尿検査



※対象者には10月の住民健診後、選定し通知を送らせていただきます。

高森町では新婚世帯の住居費・引越費用を支援します。

住居費と引越費用を合わせた額が対象で、29歳以下の夫婦は上限60万円、39歳以下の夫婦は上限30万円(1世帯あたり)を補助します。



対象となる
世帯

- ・令和6年1月1日から令和7年3月末までに婚姻届を受理された本補助金の交付を受けていない夫婦
 - ・夫婦の所得合計額が500万円未満の世帯
 - ・申請日において、共に39歳以下の夫婦
 - ・町税等の滞納がないこと
- 等の複数の要件がありますので、詳細については下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

住民福祉課 こども未来係 ☎0967-62-2911

申告書等の提出は、是非e-Taxをご利用ください

申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください



- 申請書等情報取得サービス(オンライン請求のみ)
書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ(PDF)を取得することができます。
なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。
- 保有個人情報の開示請求(オンライン申請・取得も可)
税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。
写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円(オンライン申請の場合は200円)がかかります。
法人の申告書等には利用できません。

- 税務署での申告書等の閲覧サービス(税務署窓口での対応のみ)
税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
※「金融機関等への提出」を目的とした閲覧はできませんので、ご注意ください。
- 納税証明書の交付請求(提出事実のみ)(オンライン申請・取得も可)
手数料が税目ごと1年度1枚につき400円(オンライン申請の場合は370円)がかかります。

国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 ※ナビダイヤル